各土木事務所建築班の窓口における

受付・対応時間の短縮について

各土木事務所建築班における建築確認・許可等※の窓口受付時間を、原則として

午前:9時30分~11時30分まで

午後:1時 ~ 4時まで

また、窓口対応時間は、原則30分以内とさせていただきます。

適正な審査時間を確保することにより、申請書の審査及び相談等の回答を できる限り迅速に行うよう努めるとともに、『新型コロナ感染症の拡大防止』 及び『働き方改革の推進』に取り組んでまいります。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

- ※建築確認・許可等とは、次の事務をいいます。
 - (1) 建築基準法及び建築基準法施行条例の規定に基づく申請、届出等の受付及び通知等の交付
 - (2) 都市計画法の規定に基づく申請等の受付及び通知等の交付
 - (3) 高齢者、障害者等の移動の制限等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の規定に基づく申請等の受付及び通知等の交付
 - (4) **建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)**の規定に基づく申請、届出等の受付及び通知等の交付
 - (5) 沖縄県福祉のまちづくり条例の規定に基づく申請、届出等の受付及び通知等の交付
 - (6) 上記(1)から(5)に係る相談(道路相談、建築相談など)
 - (7) 各種証明の申請及び交付

窓口受付・対応時間を短縮する理由

(1) 適正な審査時間の確保

土木事務所建築班における窓口受付時間を短縮することにより、窓口での相談や申請等の受付時間を集約し、申請等の審査等を集中して行う時間を確保することで、審査期間の短縮や相談に対する回答の迅速化を図り、申請者や相談者に対するサービスの向上を目指します。

なお、窓口受付時間が短縮されたことを知らずにご来所された方や違反建築物や事故等の緊急的な対応が必要な場合は、これまでと同様に対応いたします。

(2) 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践として、次のご協力をお願いいたします。

- ・発熱、せき、倦怠感などの症状がある方は来所をお控えください。
- ・来所の際は、「マスクの着用」と「手洗い・手指の消毒」をお願いいたします。 また、土木事務所建築班の窓口での「3密」回避のため、窓口対応時間を原則30分以内 といたします。限られた時間ですので、事前に相談内容等を整理した上でご来所ください。 なお、担当者が不在または別の来客者対応によりお待ちいただくことがないよう、来所 の際は事前にご連絡ください。

(3) 「働き方改革」の推進

働き方改革関連法が施行され、時間外労働の上限規制が導入されました。

土木事務所建築班での窓口受付時間を短縮することで、申請する側(申請者、申請代理者)や審査する側の時間外労働の削減を図り、在宅勤務をはじめとする多様な「ワーク・ライフ・バランス」の実現が期待できます。

〇窓口受付時間、来所に関するお問い合わせ先

沖縄県土木建築部

北部土木事務所建築班 0980-53-2010

中部 + 木事務所建築班 098-894-6513

南部土木事務所建築班 098-866-1762

八重山土木事務所建築班 0980-82-3077